



大木宏之県副知事から、受賞者に祝辞が述べられました

(七十七人、十八団体)、共同募金運動功労者知事表彰(三十一人、六団体)、県民生委員・児童委員永年勤続表彰(十人)、県社協会会長表彰(千二百二十八人、四十九団体)、同会長感謝(百八十九人、二団体)、県共同募金会会長感謝(個人百四十五人、団体二十四団体)、共同募金六十周年記念県知事表彰(十四人、六団体)、同会長感謝(二十五人、十二団体)、ともしび運動三十周年記念功労者表彰(二十五人)、同功労者感謝(七十八人)です。

受賞者代表として挨拶した近藤記一さん(弘済学園)は、「知的障害児施設に勤務して四十二年ですが、多くの関係者、仲間の支えがあればこそ感謝しています。これを機に、なお一層、自分に与えられた道を真摯に歩み、福祉活動の推進に努力してまいります」と述べられました。

なお、第一部の記念講演では、横須賀基督教社会館館長の阿部志郎氏より、「ただ、一燈(いっとう)を頼め」ともしび運動の今までとこれからと題して、ご講演をいただきました。この講演内容については十四頁に掲載しております。(総務担当)

## 不当な要求に気をつけましょう

暴力団のない明るい社会をめざして設立され、暴力団排除のための広報啓発活動や相談活動、被害者救済活動等を行っている(財)神奈川県暴力団放逐推進センターでは、近年の様々な不当要求などの被害を防止するための取り組みを行っています。

被害防止の基本的な心構えとして、①毅然とした態度を取ること、②屈しないという強い信念と対決する気迫を持って折衝に当たること、③挑発の乗らず冷静に対応すること、であり、また組織的対応として

は、①不当要求には応じないと言う基本方針を確立し、従事者一人ひとりに徹底すること、②組織として迅速に対応するための報告連絡体制の確立をすること、③不当要求防止責任者の選任や実践的訓練の実施等への取り組みを促しています。

なお、暴力団対策法第9条で禁止されている不当要求等の行為は次のとおりです。

1. 人の弱みをネタに、口止め料を要求する
2. 寄付金、援助金などを要求する

3. 下請け工事や資材の搬入などを要求する
4. 縄張り内の営業者に「あいさつ料」などを要求する

5. 縄張り内の営業者に用心棒代、入場券などの購入を要求する
6. 高金利の債権を取り立てる
7. 不当な方法で債権を取り立てる
8. 借金の免除や借金返済の猶予を要求する

9. 不当な貸付や手形の割引を要求する
10. 証券会社に対して、不当に信用取引を要求する

11. 株式会社に対して、不当に株式の売買を要求する
12. 不当な地上げを要求する

13. 土地、建物を占拠するなどして不当に明け渡し料を要求する
14. 交通事故などの示談に介入し、金品などを要求する

15. 商品の結果などをネタに損害賠償や購入した有価証券に因縁をつけた損失補てんを要求する

○問合せ・相談窓口 ☎ 045-201-8930 または 045-663-8930、同センターまで

(企画調整・情報提供担当)